

## 第2回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会 会議録要旨

日 時 平成23年10月12日 午後3時～午後4時30分  
場 所 市役所 7階会議室  
出席者 大槻委員・福原委員・北山委員・丹野委員・森岡委員・後藤委員  
中田委員・安田委員・斉藤委員・沼山委員・横山委員・佐藤委員・林委員・  
鈴木委員・平林委員  
欠席者 高橋委員  
事務局 三上課長・柳沢課長補佐・大宮係長・小林主事  
がざー 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなず 岩森コーディネーター

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 障害者基本法改正の影響について
- (2) 御意見・御質問について
- (3) 障害者アンケートについて
- (4) その他・次回の予定

#### <障害福祉係長>

##### 「障害者基本法改正の影響について」

はじめに、障害者計画と障害福祉計画について、「H23.10.12 資料-1 障害者計画・障害福祉計画とは」により説明。

次に、「資料1 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】」に基づき説明。

障害者計画策定の根拠法である障害者基本法の改正については、「障害者の権利に関する条約」について、締結に向けた法整備等の改革を行うために、「障害者制度改革推進本部」における検討を経て、7月29日に成立し8月5日に公布となりました。

障害者基本法について、総則関係でみますと、「第四条 差別の禁止（新設）」、「第五条 国際的協調（新設）」が新たに定められました。これは、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた法整備であるという趣旨から設けられたものです。

次に、基本的施策関係について、新設分野としては、(3)療育、(11)防災及び防犯、(12)消費者としての障害者の保護、(13)選挙等における配慮、(14)司法手続における配慮等、(15)国際協力です。変更分野については、それ以外の項目ということになります。

改正後の法における市町村障害者基本計画の規定については、「政府の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本とした市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」という位置づけとなっており、この部分については、今回の改正においても変更はありません。

ただ、政府の障害者基本計画の策定は、平成24年12月を目途に作成すると予定されており、具体的な姿が見えるまでの間、市の現在の計画を延長するといった場合の影響はどうかということについては、資料2のとおりです。

改正による新設・変更のあった項目のうち、現在の市の計画に位置づけの無い項目は、(13)選挙等における配慮等、(14)司法手続における配慮等、(15)国際協力。国際協力については、実施主体は国となっており、地方公共団体の責務についての定めはありませんので、実質は、(13)選挙等における配慮等、(14)司法手続における配慮等の部分のみ。

## 御意見・御質問について

「H23.10.12 資料-2 御意見等一覧」は委員の皆様から御意見等を事前に頂戴したものの要旨をまとめたものです。障害者計画と障害福祉計画に分けてまとめさせていただきました。

内容については資料のとおり。

障害者計画から説明すると、1-1 教育育成では、養護学校について御意見いただきました。1-2 就労支援については就労環境の活動の場確立について御意見いただきました。2-1 保健医療では、改正基本法の内容をふまえて身近な場所で医療給付を受けられたらという御意見でした。2-3 ケアマネジメントでは、情報提供、相談体制の部分で相談支援体制の充実と支援技術の向上、支援の連携体制についてです。また、権利擁護施策の推進の部分は、地域福祉権利擁護運動や成年後見制度の充実についてでした。3-1 では、心のバリアフリーでは、障がい者によるボランティア参加について、3-3 生活環境のバリアフリーでは、高齢者、障がい者の住宅問題、交通の充実、公共的施設のバリアフリーについて御意見がありました。その他については、原点から障がい別にニーズを分けた計画が必要という御意見がありました。

障害福祉計画については、障害福祉サービス必要量に関する御意見でした。昼間の活動支援や日中活動系サービスでは、精神障がい者を対象としたショートステイの不足についての御意見でした。入所施設等住まいの場を提供する居住系サービスについては、精神障がい者を対象としたグループホームについて御意見がありました。そして、市町村事業である地域生活支援事業では、地域活動支援センターなどの日中活動の場の確立、そして移動支援事業では、柔軟な活用をとった御意見がありました。頂いた意見は以上です。

この内容以外でも御質問等がありましたらお願いします。

## <森岡委員長>

後藤さん、斉藤さん、安田さん、中田さん4名の資料を出させていただきました。

4名の方、資料の補足の説明がありましたらどうぞ。また、他の委員の皆さんで、御質問や御意見がありましたらどうぞ。

## <社会福祉課長>

では、まず、事前の質問事項について私からお答えいたします。

まず、安田委員からの御意見ですが、H23年度の予算書でお話をさせていただきます。

福祉活動関係の予算ですが、分野で言うと民生費で、1年間に約220億です。市の一般会計の予算は736億円ですので、割合としては、福祉関係予算が多くを占めています。この決定は市議会が議決するものです。

民生費の内訳として、その主なものとしては、老人福祉の施設入所措置費や市営バスの優待乗車証などの老人福祉費に約5億円。児童扶養手当や保育所などの児童にかかる経費が62億円。生活保護費に92億円。乳幼児や障がい者への医療助成費が11億円。障害福祉計画にある各サービス費は28億円ということになります。また、老人介護サービス、通所やヘルパーの利用経費を、特別会計として97億円となっております。

障害サービスの28億円の財源ですが、基本的には国が半分、残りの四分の一が北海道、残りの四分の一を市で負担しています。28億円のなかに人件費・事務費は入っていないので、市の独自財源でやっています。

この28億円は、サービスを利用する全ての利用者に対して給付しております。

もう一点、病院の送迎や交通の充実についての御意見でしたが、介護サービスとしては通院介助があります。送迎のみにつきましては、障がい者施策では、重度の方にはタクシーや福祉ハイヤーの助成券、市営バスの無料乗車証を交付しております。また、市のサービスではないですが、福祉有償運送を利用されている方もいます。

送迎についてですが、障害者制度改革推進本部で、移動に関する支援を手厚くという内容の提言もされたので、今後、総合福祉法で反映されていくか注視が必要となるところです。

また、中田委員からの御意見ですが、精神障がいの利用者が増えているなかで、事業所はフルに活動していますが、それでも精神障がい者のサービス支援が不足しているようです。

利用者の増加につきましては、窓口でも対応しているのですが、全体的に増えています。地域活動支援センターについては、道からの補助金も無くなり、その考え方に市としても疑問があります。この意見の中にある様々なことにつきましては、今後の支援のあり方、社会資源の活用の仕方など、全体的に変わっていくのではないかと考えております。市も今後、情報交換をしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ＜障害福祉係長＞

沼ノ端駅のバリアフリー化についての御質問ですが、沼ノ端駅は JR 管理部分と市管理の自由通路があります。当時、区画整理事業を行っており、その中で区画整理事業の審議会の中で御意見などをお聞きしつつ、JR 側と協議をして対応を行ったということです。

沼ノ端駅は一日の乗降客数が千人程度で、JR としては無人駅という扱いとなっています。車いす対応のエレベーターを設置する場合には、乗降客数が5千人以上という規定があり、そうした経緯から、ホームに直結したエレベーターは難しいということでした。

今後、乗降客数に変動があれば設置が考えられるのですが、五千人に対しての千人なので、現状では難しい様子です。ただ、エレベーターの設置要望は、他からも出ておりますので、そういった声を市としても、JR に対して要望しております。参考までに、ホームにエレベーターが設置されている駅は、道内でも 31 箇所程度とのことで、ハードルは高そうです。

券売機については、現在、JR 管理部分での設置となっており、市が管理する自由通路への設置は難しいとのことから、現状のような不便がある状態なのではないかと思えます。

市管理の自由通路については、何か支障があるようであれば、御意見を聞いた上で対応可能な場合もあります。しかし、JR 管理のバリアフリーに関しては、乗降客数次第なので検討は難しいということでした。

#### ＜丹野委員＞

教育育成、苫小牧に養護学校を設置との御意見についてですが、これについては、障害者基本法改正に関わらず、市の要望としては毎年出しているところですが、現実的には、設置の見通しは分かりません。

苫小牧の養護学校に通われているお子さんは、多数が平取養護学校に通っています。

ただ、現実的には、平取養護学校は 8 割程度が、苫小牧の子どもなので、平取養護学校がなくなると、2 割しか残りません。その 2 割は多数が小学部のお子さんです。そういった理由で、平取側も賛成はしていません。もう一方の問題は、保護者のニーズが 2 つありまして、苫小牧に養護学校を作って欲しいということと、現状で良いというニーズとがあります。

平取養護学校の寄宿活用で充実している、という意見もあります。非常に難しい所だと思えます。道では、養護学校よりは、高等養護学校の設置を重視しているので、どちらかというところの動きのほうが大きいと思えます。

#### ＜福原委員＞

千歳に新しく養護学校が出来ますよね。

#### ＜社会福祉課長＞

できました。

#### ＜丹野委員＞

統廃合で空いた小学校ですが、高等養護学校で 3 間口 24 人が新設されます。寄宿は検討中です。おそらく、千歳近隣のお子さんが対象になると思います。

#### ＜福原委員＞

苫小牧からであれば、平取に通うよりも千歳に通う方が時間的に近いですね。

#### ＜丹野委員＞

千歳は、高等養護学校なので、原則的にどこからでも受けられます。

平取は、基本的に小学部、中学部です。千歳に高等養護学校が出来たからといって、苫小牧の問題が解決されるかということは難しい印象です。

### ＜森岡委員長＞

養護学校の問題は育成会ではどのように？

### ＜斉藤議員＞

二ヶ月前、道庁の教育担当の方からは、現在の教育は昔とは違いますというお話をききました。今後、前向きに検討されていくのではないかと考えています。

千歳の高等養護設立前に聞いた話では、全道どこからでも応募ができるが、通学であれば千歳市内あるいは本当に近場であろうと。そのことは、高等養護が3間口できるにあたって、偏っているのではないかという意見がありました。要は地域だけの利益じゃないかという意見もありました。しかし、伊達、白樺、札幌養護にしても、実際の応募者の中から受験に失敗してしまう方が多数います。それであれば、千歳での受け入れが増えると、他の学校での間口が広がるので良いのではないかとということで、最終的にはできるということでは大歓迎と考えます。

### ＜森岡委員長＞

苫小牧市の中学校には、やまなみ学級があります。仮に今は千歳の高等養護が3間口で通学が中心で、汽車通いでも1間口だと思います。同じような環境があったとしても、競合はしないのではないかと思いますので、これは重要政策として、障害者福祉計画のなかで取り入れていけば良いと思います。

ただ、先ほどの養護学校設立の件で、保護者のニーズが二つに分かれるとありました。親の立場を私が言うのもどうかと思いますが、障がいの重い方の場合であれば、自宅で24時間生活を共にすることは大変なことです。しかし寄宿舎に入ることもメリット、デメリットがあります。平取養護学校に通学させている親御さんは、本人も親御さんも学校に愛着心がありますので、苫小牧に高等養護学校が出来たら、平取から苫小牧へ、とはならないものだと思いますので、小学校、中学校と幅広くニーズを拾っていかないと、本当に良いニーズは出てこない気がします。

### ＜斉藤委員＞

今、空き校舎が出てくると思いますが、苫小牧から高等養護に通っているお子さんの人数から言うと、通学できる高等養護があったとしても、それは良いと思うのですね。丹野先生のおっしゃったように、寮生活を多く望む方が寮のある学校を受験し、家から高等養護に通われる方はそのニーズに、という選択肢ができるのはすばらしいと思います。

### ＜森岡委員長＞

今、現実的に弥生中学が閉鎖になるということがあります。今後、小学校や中学校がどんな風に統合されていくのか、23年度以降についての検討していただければと思います。

### ＜平林委員＞

今の養護学校に関しての事ですけど、市内で肢体不自由のお子さんも少ないですがいまして、平取養護学校では受入れ出来ないということがあります。その場合、平取よりさらに遠い夕張か札幌真駒内になります。片道1時間半、往復3時間になります。お子さんを寄宿舎に入れて、週末送り迎えをしている保護者の方もいます。また、日中は呼吸器の必要はなくても夜間は必要というお子さんの場合は、医療行為が必要という判断で、養護学校の対象ではないと、道の教育委員会で判断されます。

日中は普通に活動できるお子さんが、コミュニケーションの機会や教育を受けられないという現状も確かにあり、健常者との差におかしいと思う。障がいのある子どもの教育の受けられる場所というものも視野に入れて、教育委員会でも考えて欲しいと思います。17万都市ですから、障がい者の割合も多いですが、肢体不自由の子ども事も視野に入れて検討していただけたらと思います。

### ＜丹野委員＞

今年度、春の道議会において、養護学校単体は無理でも、必要に応じて分校を作ることを

検討しているとの発言がありましたので、今後粘り強く要望していきたいと思います。

### ＜森岡委員長＞

大変前向きで嬉しく思います。その他に何かないでしょうか。

### ＜福原委員＞

就労支援ですが、職親会は、働きたい障がい者が、一般就労できるよう企業の理解と取組みを促進する立場ですから、市の施策としても福祉的就労の場の確保と記されていますが、雇用・就労の促進という抽象的な文言に対して、物足りなさを感じています。障がい者の一般就労は、障がいの程度により難しい方がおり、一般就労していても、事情があって辞めて福祉的就労されている方もたくさんいます。

先日美唄の日本理化学工業に見学に行きました。その際、一心不乱にベルトコンベアーの仕事に取り組む利用者の姿を見て、育成会の親御さんをはじめ、皆感動して帰ってきました。

いつも話す事ですが、障がい者の法律ができて50年過ぎても、日本の法定雇用率が50パーセント切っています。苫小牧市でかろうじて52パーセントです。障がい者雇用の義務化が強化されてきていますが、昨年7月にも、納付金の対象企業は301人から201人に範囲が拡大されていますし、平成27年には101人以上の企業に納付金の対象が拡大されて、障がい者雇用の義務化が強化されてきます。ただ、やはり障がい者を雇ったことの無い会社にとっては、障がい者に何が出来るのだろうか、どう付き合えば良いのだろうか、ということが具体的に分からず、障がい者を雇用できない会社がたくさんあると思います。

そこで、ジョブコーチという制度ができています。苫小牧でも2人いますが、まだ人数が足りません。障がい者が就職するときに、ハローワークからジョブコーチを義務的に付けるくらい、企業と障がい者との間をサポートしていけば良いのではと思います。職親会として、ジョブコーチを緊急に増やそうと、3年がかりで厚労省の認可を得て、年1回ジョブコーチの研修事業が出来るようになりました。今後、さらにジョブコーチの育成については、例えば福祉大学のカリキュラムにジョブコーチの講座を入れ、福祉大学を出たら、ジョブコーチの資格と単位がもらえるという形を作るなど、どんどん企業にジョブコーチの資格を持っている学生を就職させて、障がい者の対応が出来る社会環境を作っていきたいです。

それに対して、福祉的就労の場の確保だけでは物足りないと感じています。

### ＜社会福祉課長＞

障害者計画の中の福祉的就労では、福祉的就労の継続支援として、就労サービス、就労移行支援、就労継続支援A型B型などの利用促進を図り、福祉的就労機会の提供や生産活動に必要な知識の向上等が記されています。また、授産施設の販売支援ということで、授産施設で作った製品販売の促進を苫小牧市の広報やホームページで紹介するなど周知に努めますという内容で記載されています。

これに限らず計画全てにおいて、毎年各課で取り組んでいる内容を、実績と次年度に行うことを検証して、自立支援協議会等に報告しているところです。

では具体的にどのようなことをやっているのかといいますとは、分かりやすいところでは、就労相談員を配置し、ハローワークや企業、障がい者の間に入り、就職につながる手助けを行っています。平成20年からの事業ですが、当時は一般就労者が16名、今年は15名就職しています。また、障害支援施設については、地方自治法改正により随意契約が可能となりまして、市が発注しておりますが、年々、額が増えている状態です。昨年の額は280万くらいだと思います。他にも、今年は「みんなでふくし大作戦！」が行われ、日本理化学工業の大山会長が11月8日にグランドホテルニュー王子にいらして、400名ほどの規模で就労講演会が行われますので、企業経営者の参加を促していきたいと考えているところです。

### ＜森岡委員長＞

他に何か御意見ありませんか。

### ＜斉藤委員＞

これから法が変わっていくなかで、18歳で高等養護を卒業し、その後20歳までの2年間が心配です。18歳で高等養護学校を卒業し、一般就労で即対応できるかは非常に難しいです。

北海道の砂川に就労訓練というのがあります。ただそこで、寮生活に入るより、地元で自宅から通いながらの方が良いかと思えます。なぜかと言うと、寮生活であれば週末しか自宅に帰らないので、生活習慣が変わります。自宅での自分の立場や生活の訓練は、親を含めて出来る必要があります。その中で一般就労を目指すのであれば、高等養護でやっているカリキュラムではなく、本当に就労に必要な就労訓練をしないとイケないです。遠くへ行くのではなく、自宅から通って出来る場がないとイケないと思えます。

#### ＜森岡委員長＞

今、斉藤議員の御意見に付随して、私の思いつきですが、道立の訓練研修所が縮小されますよね。あの手この手でやっていかないと、駄目なのではないかと思えます。

#### ＜丹野委員＞

自立支援協議会でお話したのですが、幼児期に施設から義務教育の段階、就労の段階ありますが、全ての会議に高校の段階がない、入らないのですね。高校は道の管轄なので、また別なのですが、抜けているのです。幼児期から中学校までは行きますが、その後、高等養護や高校の情報がなくなってしまう事が、一番大きな問題ではないかと思っています。結局、高等養護任せになっています。高等養護学校と連携を取っていくことが、就労に向けても必要なかと思えます。また、発達障がいのお子さんが普通高校に行っているのですが、高校の先生と話すとき高校には発達障がいの人はいないと言います。高校も福祉と連携をとってもらわないと、就労の問題は解決しないのではないかと思えます。今金高等養護学校は、今金町と結んで、障がい者を2年間、臨時職員として雇って就労支援をしています。教育委員会だったかな。そういうつながりを持ってやっているところもあるのです。

#### ＜中田委員＞

自立支援委員会の中で、精神障がいの事例を出したのですが、高等養護を卒業された方で、卒業後、福祉的サービスにつながっていない為、今、生活支援団体と名乗る不動産会社が知的障がいの方にアパートを提供しているケースがあります。おそらく搾取されているかもしれません。高校を卒業してからの情報が手厚くされていない為、その後の支援がされていないのです。高等養護学校を卒業して、地域の中で情報を交換していかないとイケないのではと思えます。

#### ＜森岡委員長＞

大変貴重な御意見でした。そういう方向になっていけば良いなどおもっています。高等養護側も、話をすると教えてくれると思えます。苫小牧の場合、どこの高等養護学校が多いでしょうか。

#### ＜丹野委員＞

伊達高等養護と白樺高等養護が多いです。

#### ＜森岡委員長＞

授産施設ですと、高等養護の先生は1~2ヶ月に一回は来ています。正式文書を依頼すれば可能性はあると思えます。検討してみてください。

#### ＜社会福祉課長＞

自立支援協議会の委員には、平取高等養護の先生が入っているのですが、十分かというところはまだかかと思えます。

#### ＜森岡委員長＞

平取高等養護学校の対象が、比較的重度の方になっているので難しいです。伊達高等養護学校や白樺高等養護学校の方が、就労や授産施設に結びつける人が多いのではないかと。ただ、軽度の障がい者のことだけを考るという意味ではありません。重度の方、身体障がい、精神障がいの方、あらゆる角度で巻き込んで、限られた期間ですが、臨時委員やアドバイザーのような形で参加してもらおうなど、工夫をして広がりを持たせたいです。

#### ＜北山委員＞

あじさいの会ですが、苫小牧高専の講師の先生から一度相談を受けたことがあるのですが、そこには発達障がいの方がたくさんいらっしゃるようで、保健室が受け皿になって相談を受

けているそうです。

#### ＜森岡委員長＞

よく分かります。あることに関してかなりの能力を発揮する方がいますので。色々難しい面はありますが。

#### ＜丹野委員＞

その問題に関していえば、管轄外ですが、教育委員会にも相談に来ます。発達障がいのお子さんは、高等養護の受験資格がないので、普通高校に行くのですが、中退される方が多いです。発達障がいの方も障害者基本法に入れていかないと、福祉のサービスも受けられない、教育のサービスも途中で辞めてしまうという状態が現状として多いと思います。中学校を出て、養護学校に行っている、この先が不安ではあるかと思えます。普通高校に行っている（発達障がいの）お子さんでも、福祉の手に掛からないまでも、何らかの形で障害者計画に盛り込んでいく必要があるかと思えます。

#### ＜森岡委員長＞

こういった色々な現実があります。他にありませんか？

#### ＜佐藤委員＞

高等養護と別な話題になりますが、地域活動支援センターのことでお聞きしたいです。就労支援B型、地域活動センターですが、いつも制度が変わると悩むところがありますが、地域活動センターは、手帳もない、あるいは障害福祉サービス事業も受けられないという人しか入れないのですね。そういう意味合いも含めて、私の施設にもたくさん人がいらっしゃるのです。苫小牧の中でI型の生活支援センターと私のところはIVのA型ですが、2箇所しかないのです。運営面を考えると、障害福祉サービスにしようかと、色々あるのですが。地域活動センターの将来性というのは、市の裁量によるものなのですよ。IVのA型というのも、道の特殊なものですから。2年前も定員の関係でⅢ型に移行しようかと相談したら、やはり地活の将来性はなく、Ⅲ型はつくれないという回答でした。利用者の方の必要性を考えて何とか維持しているといった状態なのです。今後、この書いてある通り地域活動を広げるのも大事なのですが、やはり運営面での充実を考えていかなければ、各施設も職員を雇わなければいけないですし、だんだん離れてしまっ

何の制度も使えないで浮いてしまうという人もいます。市の裁量の地域活動支援センターについて、どのように考えていけばいいのか教えていただければと思っています。

#### ＜社会福祉課長＞

障がいのある方で、福祉的就労にも就けない方が、社会生活に徐々になじんでいける場合は必要だと認識しております。当初、道の方からお金が入っていたのですが、今年は8分の1に減らされて、来年から0になるので、全額市の負担になりますけれども、市では、確保したいと思っています。

#### ＜齊藤委員＞

今地活は2つなんですか？

#### ＜社会福祉課長＞

現在（市の直営「あさひ」を含めると）3箇所です。

#### ＜齊藤委員＞

一つお尋ねします。以前病院で、デーサービスを利用されており、非常に充実されている方を拝見しました。現在、運動や編み物、塗り絵、将棋、囲碁といった活動は少ないのですか？デイケアとしてのニーズに合わせて、国からお金が出ている形で通われているのですか？資料を読むと、デーサービスから切り替えた方が多いので気になりました。

#### ＜中田委員＞

色々な事情が病院であります。行き場がなく利用されている方もいました。また、障がいサービスだけではないのですが、生活保護を受けている方で、生活上の支援がなく、専門の地域活動センターを利用するという人もいます。高齢者の介護施設に空きがない場合の時や、就労支援事業所で人間関係で色々あり、次仕事移る際に、一時的にセンターを利用す

る方がいます。すぐ就職できれば良いのですが、なかなかうまくいかず、いったんセンターで受け止めて就労へ導くこともあります。逆にそういった場所がないと継続された就労につながっていかない、そういうことで地域活動センターをもつ意味があると思います。

### **(3) 障害者アンケートについて**

#### **<森岡委員長>**

限られた時間ですので、次、障害者アンケートについて事務局お願いいたします。

#### **<障害福祉係長>**

障がい者のニーズ調査ということで、前回もアンケートを実施しており、今回の第三期障害福祉計画においても同様にアンケートを実施し、ニーズ調査を行いたいと考えています。

アンケートの案については「H23.10.12 資料-3 苫小牧市障害福祉計画策定に係るアンケート調査票(案)」のとおりです。

この案につきまして、御意見などがございましたらよろしくお願いいたします。

なお、アンケートは 10/17-10/31 の期間で予定をしております。

対象は市内の障害者手帳をお持ちの方から無作為に20%を抽出して実施します。本人が回答できない場合は、家族や親戚の方でお願いしたいと思っております。その場合は代理の方が書いたと分かるようになっております。

#### **<中田委員>**

回答項目の選択肢に地活が入っていませんが。

#### **<社会福祉課長>**

入れるようにします

#### **<森岡委員長>**

今日配布の資料ですので、何かありましたら、明日くらいまでにご連絡願います。それではその他のところをお願いします。

### **(4) その他・次回の予定**

#### **<障害福祉係長>**

次回は11月24日の予定ですが、市役所9階会議室で行いたいと思います。詳細は改めてご連絡いたします。内容ですが、アンケートの結果報告、三期障害福祉計画素案、障害者計画の期間延長を議題として予定しております。その後の予定ですが、計画の素案につきましては、パブリックコメントを行うこととなりますので、その結果も議題として必要となります。委員のみなさんの御意見も集約していきたいと考えております。集約に向けた意見調整は、年明けの1月頃に行いたいと思っております。最後、2月ごろに意見書を懇話会として提出していただいて、この懇話会は終了したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

## **7 閉 会**